

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第62号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第2条第1項に規定する小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の導入に要する資金に対して<u>公益財団法人鳥取県産業振興機構</u>が行う融資</p> <p>（自動車取得税の課税免除の手続）</p> <p>第46条 条例第134条の6第3号及び第4号の規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から<u>1月を経過する日</u>。以下この節において「申請期限」という。）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、<u>申請期限の経過後に</u>、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。</p>	<p>第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第2条第1項に規定する小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の導入に要する資金に対して<u>財団法人鳥取県産業振興機構（昭和48年7月23日に財団法人中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）</u>が行う融資</p> <p>（自動車取得税の課税免除の手続）</p> <p>第46条 条例第134条の6第3号から第5号までの規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から<u>1月以内</u>）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。<u>この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同項の提出期限経過後に</u>、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。</p>												
<p>2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。</p>	<p>2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。</p>												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="220 1787 440 1872">課税免除の区分</th><th data-bbox="440 1787 523 1872">申請書</th><th data-bbox="523 1787 791 1872">課税免除を受けようとする事由を証する書類</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="220 1872 440 2033">(1) 条例第134条の6第3号に係るもの</td><td data-bbox="440 1872 523 2033">略</td><td data-bbox="523 1872 791 2033"></td></tr></tbody></table>	課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類	(1) 条例第134条の6第3号に係るもの	略		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="817 1787 1037 1872">課税免除区分</th><th data-bbox="1037 1787 1120 1872">申請書</th><th data-bbox="1120 1787 1377 1872">課税免除を受けようとする事由を証する書類</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="817 1872 1037 2033">(1) 条例第134条の6第3号及び第4号に係るもの</td><td data-bbox="1037 1872 1120 2033">略</td><td data-bbox="1120 1872 1377 2033"></td></tr></tbody></table>	課税免除区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類	(1) 条例第134条の6第3号及び第4号に係るもの	略	
課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類											
(1) 条例第134条の6第3号に係るもの	略												
課税免除区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類											
(1) 条例第134条の6第3号及び第4号に係るもの	略												

(2) 条例第134条
の6第4号に係
るもの

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)

第50条の9 条例第137条第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

生活路線走行率＝基準日における生活路線の走行
キロ数／基準日における全走行キロ数

2・3 略

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提

(2) 条例第134条
の6第5号に係
るもの

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から1月以内）までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同項の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 略

(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)

第50条の9 条例第137条第11号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

生活路線走行率＝基準日における生活路線の走行
キロ数／基準日における全走行キロ数

2・3 略

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第12号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提

出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）	略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条第5号から第9号までに係るもの	略	
(3) 条例第137条第10号に係るもの		
(4) 条例第137条第11号に係るもの		

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に	条例第144条の規定に	略

出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に係るもの以外のもの（次項において「登録時申請分」という。）	条例第144条の規定による申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から1月以内）	略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条第5号から第10号までに係るもの	略	
(3) 条例第137条第11号に係るもの		
(4) 条例第137条第12号に係るもの		

（自動車税の減免の手続）

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
略		
(2) 普通徴収に	条例第144条の規定に	略

係るもの以外のもの	よる申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過するとき）
-----------	--

係るもの以外のもの	よる申告書を提出するとき（東部総合事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出する日から1月以内）
-----------	---

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(5) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	略	ア <u>一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所が発行する商品中古自動車証明書</u> イ～エ 略
略		

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(5) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	略	ア <u>財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。）が発行する商品中古自動車証明書</u> イ～エ 略
略		

第62号様式の5（第46条関係）

自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）

略
鳥取県税条例第134条の6第4号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第46条第1項の規定により、自動車取得税の課税免除について、上記のとおり申請します。
年 月 日
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名 (印)
職 氏 名 様

第62号様式の5（第46条関係）

自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）

略
鳥取県税条例第134条の6第5号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第46条第1項の規定により、自動車取得税の課税免除について、上記のとおり申請します。
年 月 日
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名 (印)
職 氏 名 様

第64号様式の11（第50条の10関係）

自動車税課税免除対象バス認定申請書（生活路線バス用）

年 月 日
申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 (印)
職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第10号に該当するので、鳥取

第64号様式の11（第50条の10関係）

自動車税課税免除対象バス認定申請書（生活路線バス用）

年 月 日
申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 (印)
職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第11号に該当するので、鳥取

県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、
年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 1 | 所有する一般乗合用のバスの車両総数 | 台 |
| 2 | 全路線の年間走行キロ総数 | キロメートル |
| 3 | 生活路線の年間走行キロ総数 | キロメートル |
| 4 | 課税免除対象バス総数 | 台 |
| 5 | 課税免除対象バスの指定等 | |

略

第64号様式の12その3（第50条の11関係）
自動車税課税免除決定通知書

略

決定事項	年 月 日付けで申請のあった 鳥取県税条例第137条第10号の規定に係る下記 の 年度の自動車税の課税免除について は、次のとおり決定する。
------	---

略

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、
年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 1 | 所有する一般乗合用のバスの車両総数 | 台 |
| 2 | 全路線の年間走行キロ総数 | キロメートル |
| 3 | 生活路線の年間走行キロ総数 | キロメートル |
| 4 | 課税免除対象バス総数 | 台 |
| 5 | 課税免除対象バスの指定等 | |

略

第64号様式の12その3（第50条の11関係）
自動車税課税免除決定通知書

略

決定事項	年 月 日付けで申請のあった 鳥取県税条例第137条第11号の規定に係る下記 の 年度の自動車税の課税免除について は、次のとおり決定する。
------	---

略

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。